



令和7年12月24日

## 中学校35人学級の実施に伴う教室確保の状況に関する調査の結果をお知らせします。

文部科学省では、中学校35人学級の実施に伴う教室確保の状況に関する調査を実施しましたので、その結果を公表します。

### 1. 経緯・目的

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において「2026年通常国会へ義務標準法改正案を提出し、財源確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。」こととされたことを踏まえ、公立中学校の35人学級の実施に伴う教室確保の状況について調査を実施。

### 2. 調査の概要・結果

別紙のとおり。

### 3. 今後の対応

対応方法が未確定であるものについては、年明けから地方自治体に対して再度状況の確認を行うなど、令和8年度から中学校35人学級が円滑に実施できるよう、必要な取組を実施。

#### ＜担当＞

##### ○調査結果について

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

課長補佐 藤井 淳志（内線2461）

調査係 安岡 沙東子（内線2051）

電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2078（直通）

##### ○中学校35人学級の実施について

初等中等教育局財務課

課長補佐 堀家 健一（内線2006）

企画調査係長 小澤 英雄（内線2072）

電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2567（直通）

## 中学校 35 人学級の実施に伴う教室確保の状況に関する調査結果

令和 7 年 12 月 文部科学省

### 調査概要

- 令和 7 年 9 ~ 10 月に調査を実施。
- 全都道府県に対し、域内市区町村が設置する中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び当該都道府県が設置する中学校について調査。
- 令和 8 ~ 10 年の各年の状況について、令和 7 年 9 ~ 10 月時点で各自治体が推計した内容をもとに回答しているため、回答時点から状況変更が発生している可能性や、将来的に状況変更が発生し得る可能性に留意。

### 調査結果

	令和 8 年 4 月 1 日時点	令和 9 年 4 月 1 日時点	令和 10 年 4 月 1 日時点
中学校数	9,227 校	9,145 校	9,126 校
要対応室が発生する中学校数	1,463 校	2,165 校	2,403 校
要対応室数	1,679 室	2,814 室	3,851 室
要対応室への対応方法			
新增改築により対応	10 室	13 室	36 室
転用により対応	1,453 室	2,350 室	3,161 室
借用により対応	1 室	2 室	3 室
仮設により対応	7 室	18 室	41 室
対応方法が未確定	202 室	419 室	610 室
当該年度に対応が困難	6 室	12 室	—

#### 【注 1】要対応室数

各時点において、令和 7 年度の学級編制の考え方<sup>※1</sup>から学級編制の標準が 35 人<sup>※2</sup>となることに伴い、対応が必要となる学級数。

（※ 1）原則全学年 40 人学級の基準（各自治体において学級編制基準を 1 学級 40 人以下とする場合には、その基準。）。

（※ 2）令和 8 年度は中学校第 1 学年、令和 9 年度は中学校第 1 ・ 2 学年、令和 10 年度は中学校第 1 ~ 3 学年において 35 人学級を実施することを想定。

#### 【注 2】新增改築、転用、借用、仮設、未確定、対応が困難の類型<sup>※3</sup>

新 増 改 築：各時点における要対応室のうち、中学校区内に新たに学校を設置、もしくは当該校での増築または改築により普通教室を増設することにより対応するもの。

転 用：各時点における要対応室のうち、余裕教室、特別教室、その他学校内の室を普通教室に転用することにより対応するもの。

借 用：各時点における要対応室のうち、廃校や近隣校等を間借りにより対応するもの。

仮 設：各時点における要対応室のうち、リース等による仮設校舎により対応するもの。

未 確 定：各時点における要対応室のうち、対応方法が未定なもの。

対応が困難：各時点における要対応室のうち、当該年度に対応することができないもの。

（※ 3）例えば新增築であれば、中学校 35 人学級のためだけでなく、人口増加のためでもあることから、必ずしも中学校 35 人学級のためだけに行われる対応ではないものも含まれる。